

米軍嘉手納基地への軍用外来機の飛来に対する意見書

本年、7月13日米軍横田基地に配備されている垂直離着陸輸送機C V－22オスプレイ1機が米軍嘉手納基地に飛來した。同型機の飛來は、今年に入り6回目となる。

同月の12日から26日にかけて米軍岩国基地所属のF－35B最新鋭ステルス戦闘機10機も同基地に飛來した。防衛局によると今年に入り3回目の飛來となり、その目的については、明らかにされていない。

2015年10月29日に行われた日米安全保障協議委員会（2プラス2）において、米軍嘉手納基地所属のF－15戦闘機の一部訓練を県外・国外で行うとの合意がされているにも関わらず、外来機の飛來が後を絶たず負担軽減と逆行している状態は、到底容認できるものではなく、強い憤りを禁じえない。

また、コロナ禍における様々な懸念がある中で、滞在期間・兵員等、具体的な詳細は明らかにされておらず看過できない。

近年の嘉手納基地周辺における環境基準値を超過した騒音は幾度となく発生・測定されており常駐機の運用に加え、外来機の飛來による騒音被害が増加している事は明らかである。そればかりか、嘉手納基地の騒音については、騒音規制措置（騒音防止協定）において午後10時から午前6時までの飛行制限が明記されているものの、基地司令官が出した滑走路運用指示書では、夏場には午前0時まで飛行を認める事が明記され、合意破りを前提とした運用が容認されている。

地域住民が日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしている事を日米両政府は認識し、ルールの遵守と本質的な負担軽減策を図るべきである。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 垂直離着陸輸送機C V－22オスプレイ及びF－35B最新鋭ステルス戦闘機の定期的訓練を禁止し、配備計画を撤回させること。
- 2 軍用外来機飛來・暫定配備を中止し即時撤去させること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移転・訓練移転を図らせること。
- 4 騒音防止協定を遵守し、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施させること。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 6 全ての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月30日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長